

令和3年2月

第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

会議録

開会 2月24日

閉会 2月24日

松阪地区広域消防組合

令和3年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和3年2月24日 13時30分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第2号 令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
- 日程第5 議案第3号 令和3年度松阪地区広域消防組合会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について
- 日程第7 議案第5号 松阪地区広域消防組合職員定数条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 一孝 君 | 3番 | 市野 幸男 君 |
| 4番 | 楠谷 さゆり 君 | 5番 | 深田 龍 君 |
| 6番 | 沖 和哉 君 | 7番 | 野呂 一男 君 |
| 8番 | 山本 節 君 | 9番 | 海住 恒幸 君 |
| 10番 | 中島 清晴 君 | 11番 | 久松 倫生 君 |
| 12番 | 西村 友志 君 | 13番 | 堀端 脩 君 |
| 14番 | 志村 和浩 君 | 15番 | 吉田 勝 君 |
| 16番 | 世古口 哲哉 君 | 17番 | 乾 健郎 君 |

欠席議員（1名）

- 2番 谷口 聖 君

議場出席説明者

- | | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 管理者 | 竹上 真人 君 | 副管理者 | 久保 行男 君 |
| 副管理者 | 永作 友寛 君 | 消防長 | 武田 一晃 君 |
| 消防次長 | 松本 芳昭 君 | 総務課長 | 中川 悟 君 |
| 予防課長 | 瀧 伸行 君 | 松阪中消防署長 | 中西 正幸 君 |

事務局出席職員

- 事務局長 白藤 哲央

○議長（堀端 脩君） これより、令和3年2月第1回松阪地区広域消防組合議会 定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀端 脩君） 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により1番 松本 一孝（まつもと かづたか）議員、15番 吉田 勝（よしだ まさる）議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀端 脩君） 「会期の決定」を議題といたします。本日、開会前に議会運営委員会を開催願ひ、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） 御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3 令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第3号）

日程第4 令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（堀端 脩君） 日程第3 「議案第1号 令和2年度松阪地区広域消防組合 会計補正予算第3号」日程第4 「議案第2号 令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について」以上、2議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（堀端 脩君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま 上程されました、議案第1号 令和2年度 松阪地区広域消防組合会計 補正予算 第3号、並びに 議案第2号 令和2年度 松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての 2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度 松阪地区広域消防組合会計 補正予算 第3号について、ご説明を申し上げます。議案書の 1 ページを お願いいたします。第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ 9,936万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ 30億7,107万4千円に定めさせていただくものでございます。年度末を控え、各事業の精算、あるいは実績に基づく調整等をさせていただいた補正予算となっております。続きまして、第2条 繰越明許費、第3条 債務負担行為 並びに 第4条 地方債の補正につきましては、第2表から第4表で ご説明を申し上げますので、3 ページを お願いいたします。まず、第2表 繰越明許費でございますが、施設管理運営事業の松阪中消防署仮眠室個室化工事につきまして、年度内での事業完了が見込まれないことから、翌年度に経費を繰り越して使用させていただくものでございます。次に、第3表 債務負担行為でございますが、新年度から直ちに必要となります 多言語三者間通話業務に関する 契約など2件で、それぞれ記載のとおり期間及び限度額を 定めさせていただくものでございます。次に、第4表 地方債補正の変更でございますが、入札による事業費の減、また、負担金額の確定に伴い、第4表に記載のとおり、限度額を変更させていただくものでございます。6 ページ、7 ページを お願い申し上げます。それでは、歳入でございますが、補正内容は、収入の実績見込みでございますので、補正額の大きなものを中心に説明を申し上げます。第1款 分担金及び負担金は、9,593万2千円を減額させていただくものでございます。今回、歳出補正総額から、歳入 第2款 使用料及び手数料、第3款 国庫

支出金、第5款 諸収入、第6款 組合債の補正額を差し引きする中で、その充足額を市町分担金で調整を図ったものでございます。第3款 国庫支出金 156万1千円の減額は、入札による事業費の減に伴う、国庫補助金の減でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。第6款 組合債で、260万円の減額は、説明欄に記載の各事業の入札に伴う事業費の減、及び負担金額の確定に伴う減によるものでございます。10ページ、11ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、補正内容は、各事業の入札差金等に係る精算や実績見込み等によるものでございますので、事業費の減額の大きなものなどを中心に、ご説明を申し上げます。第1款 議会費 9万5千円の減額は、説明欄に記載のとおり、議員報酬等、各事業の精算見込みによるものでございます。次に、第2款 総務費は、消防本部の運営に要する経費でございます。2,046万5千円を減額させていただき、4億1,480万5千円とさせていただくものでございます。一般管理費の内容でございますが、説明欄2 一般職員給299万円の減額は、防火啓発等イベントの中止による時間外勤務手当等の減、説明欄3 総務一般経費 811万9千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大による 研修・会議の中止に伴う旅費・負担金の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。次に、第3款 消防費は、松阪市内の3署3分署の運営に要する松阪消防費、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する出張所費並びに消防施設費に分かれています。第1目 松阪消防費は、3,889万5千円を減額させていただき、18億4,258万8千円とさせていただくものでございます。松阪消防費の内容でございますが、説明欄1 一般職員給 1,255万円の減額は、火災・救急件数の減少などによる時間外勤務手当等の減、3 松阪消防一般経費 735万2千円の減額は、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料の入札及び実績見込みによる減、10 消防用資機材等購入事業 581万6千円の減額は、入札差金に係る消防用消耗品費、点検手数料、備品購入費の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。次に、第2目 出張所費は、1,373万6千円を減額させていただき、5億4,983万9千円とさせていただくものでございます。出張所費の内容でございますが、説明欄1 一般職員給444万9千円の減額は、時間外勤務手当等の減、10 高規格救急車購入事業287万8千円の減額は、入札差金に係る備品購入費の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。次に、第3目 消防施設費は、2,616万9千円を減額させていただき、1億6,275万9千円とさせていただくものでございます。説明欄1 施設管理運営事業の主な内容でございますが、松阪中消防署女性職員用仮眠室改修工事に伴う入札差金に係る委託料及び工事請負費の減でございます。なお、16ページからの 補正予算 給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしく願い申し上げます。以上、補正予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の23ページをお願い申し上げます。議案第2号 令和2年度 松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、ご説明を申し上げます。24ページをお願いいたします。令和2年度 市町分担金 変更明細書 補正第3号につきましては、先ほどの補正予算第3号に関連しての変更でございます。松阪市で8,078万3千円、多気町で697万円、明和町で817万9千円をそれぞれ減額させていただき、変更後の分担金合計を29億4,122万6千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（堀端 脩君）これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君）これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。はじめに議案第1号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君）これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。

す。よって、議案第1号令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第3号は原案どおり可決されました。

○議長（堀端 脩君） 次に議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第2号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第2号令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案どおり可決されました。

日程第5 令和3年度松阪地区広域消防組合会計予算

日程第6 令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について

○議長（堀端 脩君） 日程第5 「議案第3号 令和3年度松阪地区広域消防組合 会計予算」
日程第6 「議案第4号 令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について」以上、2議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（堀端 脩君） 永作副管理者。

〔副管理者 永作 友寛君 登壇〕

○副管理者（永作 友寛君） ただいま 上程されました、議案第3号 令和3年度 松阪地区広域消防 組合会計予算 並びに 議案第4号 令和3年度 松阪地区広域消防組合の市町分担金についての 2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第3号 令和3年度 松阪地区広域消防組合会計予算について、ご説明を申し上げますので、議案書の 25ページをお願い申し上げます。第1条 歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億1,574万8千円とさせていただくものでございます。前年度比較では 1億4,144万5千円、4.8%の減でございます。定年退職者に伴う退職手当金の減少がその主な要因でございます。次に、第2条 地方債でございますが、この内容につきましては、後ほど、第2表でご説明申し上げます。次に、第3条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、2億2,190万円とさせていただくものでございます。次に、第4条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法 第220条第2項 ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できるよう 定めさせていただくものでございます。27ページを お願いいたします。次に、第2表 地方債でございますが、ブーム付き多目的消防ポンプ自動車購入事業など4件でございます。限度額を1億7,400万円と定めさせていただくものでございます。30ページ、31ページをお願いいたします。それでは、歳入からご説明を申し上げます。第1款 分担金及び負担金は、構成市町からの分担金で、26億337万円と定めさせていただくものでございます。この市町分担金につきましては、歳出総額に対する 歳入 第2款 使用料及び手数料から第6款 組合債までの収入見込み額との調整により、ご負担をお願いするものでございます。第2款 使用料及び手数料601万6千円は、自動販売機設置などの庁舎等使用料並びに危険物関係の申請手数料などでございます。第3款 国庫支出金1,064万2千円は、三雲分署へ更新配備いたします消防ポンプ自動車購入事業に係る総務省消防庁からの補助金でございます。第4款 繰越金 3千円につきましては、前年度 繰越金の科目設定でございます。第5款 諸収入 2,171万7千円は、主に第2項 雑入で、説明欄に記載の各収入でございます。第6款 組合債1億7,400万円は、説明欄に記載の各事業に充当の消防債でございます。32ページ、33ページを お願いいたします。続きまして、歳出について、ご説明を申し上げます。まず、第1款 議会費67万1千円は、消防組合議会に要する経費でございます。次に、第2款 総務費4億4,352万7千円は、消防本部の運営に要する 経費でございます。前年度比較1,043万1千円、2.4%の増でございます。増額の主な要因は、高機能消防指令センター設備の保守点検業務委託料の追加によるものでございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。2 一般職員給 3億2,685万6千円は、消防本部職員 41

名分及び再任用職員 5名分の人件費でございます。14 指令施設 管理事業 2,559万9千円は、無線機等の修繕料、検査手数料、消防救急デジタル無線設備 及び、高機能消防指令センター設備の保守点検業務委託料などの運営管理費でございます。17 救急相談 委託事業 1,040万6千円は、1 か年分の救急相談業務 委託料でございます。34ページ、35ページをお願いいたします。次に、第3款 消防費、22億5,819万円は、第1目 松阪消防費、第2目 出張所費 及び 第3目 消防施設費の総額でございます。前年度比較1億6,472万9千円、6.8%の減で、その主な要因は、退職手当金の減によるものでございます。第1目 松阪消防費 16億8,389万8千円につきましては、松阪市内の3消防署3分署の運営に要する経費で、前年度比較では1億3,155万1千円、7.2%の減でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。1 一般職員給 13億7,311万5千円は、職員178名分及び再任用職員10名分の人件費でございます。10 消防用資機材等購入事業 2,504万9千円は、消火、救急、救助活動用の消耗機材の補充、医薬材料費、備品購入費などでございます。12 ブーム付き多目的消防ポンプ自動車購入事業1億3,002万5千円は、松阪南消防署に配備いたします13mブーム付き多目的消防ポンプ自動車の備品購入費でございます。13 消防ポンプ自動車購入事業 4,405万4千円は、松阪中消防署三雲分署へ更新配備いたします消防ポンプ自動車の備品購入費でございます。次に、第2目 出張所費 5億6,698万2千円は、明和町及び多気町内の1消防署2分署の運営に要する経費でございます。前年度比較では773万4千円、1.4%の増でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。1 一般職員給 4億8,339万7千円は、職員61名分及び再任用職員1名分の人件費でございます。11 消防ポンプ自動車購入事業 4,405万4千円は、松阪南消防署松阪勢和分署へ更新配備いたします消防ポンプ自動車の備品購入費でございます。36ページ、37ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費731万円は、空調設備等各消防庁舎の修繕費などでございます。前年度比較4,091万2千円、84.8%の減でございます。その主な要因は、松阪中消防署庁舎改修工事が完了したことなどによるものでございます。次に、第4款 公債費 1億1,326万円は、長期債償還元金と、長期債償還利子などでございます。次に、第5款 予備費は、10万円を計上させていただいております。なお、38ページからの給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしく願い申し上げます。以上、令和3年度予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の49ページをお願いいたします。議案第4号 令和3年度 松阪地区広域消防組合の市町分担金について、ご説明を申し上げます。50ページをお願いいたします。令和3年度市町分担金表につきましては、先ほどの令和3年度会計予算に伴う分担金でございます。松阪市は20億2,247万6千円、多気町は2億6,697万円、明和町は3億1,392万4千円とさせていただきます。分担金合計を26億337万円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀端 脩君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。はじめに議案第3号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第3号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第3号令和3年度松阪地区広域消防組合会計予算は原案どおり可決されました。

○議長（堀端 脩君） 次に議案第4号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第4号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第4号令和3年度松阪地区広域消防組合の市町分担金については原案どおり可決されました。

日程第7 松阪地区広域消防組合職員定数条例の一部改正について

○議長（堀端 脩君） 次に日程第7「議案第5号 松阪地区広域消防組合職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（堀端 脩君） 武田消防長。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

○消防長（武田 一晃君） ただいま 上程されました、議案 第5号 松阪地区広域消防組合 職員定数条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の51ページをお願いします。現在、当消防組合の職員数は、定数275人に対し、職員定数条例第3条に規定する定数除外職員5名を含め280人で消防体制を維持している状況でございます。今回の一部改正は、定数除外職員としております総務省消防庁に派遣出向中の職員につきまして、このコロナ禍の状況を踏まえ、次年度より派遣を見送ることとなりましたため、4月以降は275人の定数を超過いたしますことから、派遣出向者5名分の定数枠に対応させていただくため、所要の改正をお願いするものでございます。附則といたしまして、施行期日を令和3年4月1日からとさせていただきます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて、質疑を終わります。これより、討論、採決を行います。議案第5号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第5号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第5号松阪地区広域消防組合職員定数条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

日程第8 公平委員会委員の選任について

○議長（堀端 脩君） 次に日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（堀端 脩君） 竹上管理者。

[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） ただいま上程されました、議案 第6号 公平委員会 委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。本日、配付いたしました、人事案件の議案書をご覧ください。現在、本組合の公平委員会委員をお務めいただいております川端 康成さんの任期が本年6月30日に満了となりますので、引き続き選任しようとするものでございます。川端さんの経歴等につきましては、お手元の「議案書 裏面」に記載のとおりでございます。本組合の公平委員会委員として適任と考え、提案しますので、よろしくようお願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて、質疑を終わります。これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第6号について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（堀端 脩君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第6号は、同意することに決しました。

○議長（堀端 脩君） 以上をもちまして、今期定例会の案件は全部議了しました。今期定例会はこれにて閉会いたします。お疲れ様でございました。

14時01分 閉会